

移転登記

(3) 保存登記済で未使用の住宅を取得

必要書類	原本・写しの別	提示・提出の別	備考
住民票（転入手続後のもの）	どちらでも可	提示	やむをえず転入手続き前(入居予定)の場合は必要書類が増えます。 (7)参照
・登記事項証明書	どちらでも可	提示	①家屋の所在地 ②家屋番号 ③家屋の種類 ④構造、床面積 ⑤建築(新築)年月日 が記載されているもの
未使用証明書	どちらでも可	提出	
【売買の場合】			
5点のうちいずれか	どちらでも可	提出	委任状は売主・買主両者分
・売買契約書			
・売渡証書			
・所有権譲渡証明書			
・登記原因証明情報			
・登記等を委任する旨の委任状			
【競落の場合】			
2点全て	どちらでも可	提出	
・代金納付期限通知書(物件目録付き)			
・保管金受入手続添付書 等			

追加書類(特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅の場合)

認定通知書	原本と写し両方	原本提示・写し提出	変更の認定を受けた場合には変更認定通知書 押印欄が廃止されたものについては、原本提示不要
-------	---------	-----------	---

追加書類(併用住宅の場合)

※家屋の床面積の90%を超える部分が住宅部分であることが条件

面積算定調書 等	どちらでも可	提出	家屋の床面積の90%を超える部分が住宅部分であることがわかる平面図等
----------	--------	----	------------------------------------